

提出意見

主な内容	下記の該当するものに○をつけてください（※複数選択可） 処分方法 ・ 処分時期 ・ <input type="radio"/> 風評対策 ・ その他
以下の理由から、「多核種除去設備等処理水」を海洋放出するべきではない。	
1. 希釈放出には福島漁業団体が自分たちの死活問題だとして反対している。事故から9年が経過したが未だに試験操業の状態だ。漁業者は、水揚げした魚の放射線測定を実施するのみで市場へ出荷することができない。ここでさらに汚染水が放出されれば、たとえ基準値以下に希釈したとしても、漁業の再開はさらに厳しくなる。近海の漁業への打撃がいつそう深刻になり、長期におよぶことになる。	
2. 「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」（2015.9、廃炉・汚染水対策チーム、東電福島第一廃炉推進カンパニー）には「サブドレン及び地下水ドレン以外の水は混合しない（希釈は行わない）」と明記している。希釈して海洋放出をすることは、「ALPS 処理水は海洋放出しない」という、福島県漁連との約束に違反する。	
3. 風評被害対策の重要性に言及されているが、国内の問題のみならず、輸入禁止措置の継続あるいは強化など国際的にも影響が出ることが考えられ、経済全体にも影響を与えることにつながる恐れがある。	
4. 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（改定案）を採択した2019年12月27日の「第4回廃炉汚染水対策関係閣僚会議」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hairo_osensui/ で、「地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない。」としているにもかかわらず、海洋放出ありきで検討が進められているのは納得できない。	
【採択された「中長期ロードマップ案」より 9ページ】	
3-4. 安全確保に向けた具体的な取組	
(3) 周辺環境への影響低減（抜粋）	
このうち、液体廃棄物については、地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。	
【議事録より】	
○江藤農林水産大臣	
「現在も一部の国・地域が日本産の水産物の輸入規制を継続しており、福島漁業者のみならず、全国の漁業関係者が風評問題を大変心配しています。今回のロードマップ改訂案では、液体廃棄物について、「地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない」との方針が維持されていることは重要であり、東京電力等の関係者におかれましては、これに従って、汚染水対策を適切に進めていただくようお願いします。以上です。」	
以上のように、風評対策の観点からも、最善の策は海洋放出をおこなわず、陸上保管を継続することである。	